



2022年5月13日

各位

会社名 ハビックス株式会社
代表者 代表取締役社長 吉村 和彦
(東証スタンダード コード番号: 3895)
問合せ先 常務取締役 伊神 清隆
電話 058-296-3911 (代)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第72期定時株主総会にて「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u>
(新設)	2. 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部に</u>

現行定款	変更案
	<p><u>ついて、議決権の基準日まで に書面交付請求した株主に対 して交付する書面に記載しな いことができる。</u></p>
略	<p>附 則 (現行どおり)</p>
(新設)	<p>附 則 2 <u>第 1 条</u> 定款第 18 条の変更は、会 社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附 則第 1 条ただし書きに規定す る改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施 行日」という) から効力を生 ずるものとする。</p>
(新設)	<p><u>2. 前項の規定にかかわらず、 施行日から 6 か月以内の日を 株主総会の日とする株主総会 については、定款第 18 条(株 主総会参考書類等のインター ネット開示とみなし提供) は なお効力を有する。</u></p>
(新設)	<p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か 月を経過した日または前項の 株主総会の日から 3 か月を経 過した日のいずれか遅い日後 にこれを削除する。</u></p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生予定日	2022 年 6 月 24 日

以 上